

堺市緑の基本計画改定（案）

堺 市

目次

第1章

計画の目的

1.	計画改定の背景	1
2.	計画の目的	1
3.	計画の特徴	2
4.	計画の位置付け	2
5.	計画の対象区域	3
6.	目標年度	3
7.	緑の定義	4
8.	緑の必要性	4

第2章

堺らしい緑

1.	堺の緑の特性	6
(1)	社会特性	6
(2)	自然特性	8
(3)	歴史文化特性	10
2.	堺らしい緑 ～特徴ある堺の緑～	12
(1)	丘陵	12
(2)	古墳・社寺	12
(3)	段丘斜面林	13
(4)	農地・ため池	14
(5)	河川	14
(6)	公園・緑地	14

第3章

緑の将来像

1.	基本理念	15
2.	緑の将来像	16
3.	基本方針	18
4.	緑地等の確保目標	19
(1)	緑地の確保目標	19
(2)	緑被率の確保目標	20
(3)	市民実感・市民参画の目標	20
5.	都市公園の整備と管理運営	21
(1)	都市公園の整備	21
(2)	都市公園の管理運営	22

第4章

実現のために

1. 緑の将来像の実現のために	23
基本方針1 堺らしさを象徴する緑のシンボルエリアを育みます	24
施策1-1 百舌鳥野エリアの緑を育みます	25
施策1-2 環濠都心エリアの緑を育みます	31
施策1-3 南部丘陵エリアの緑を育みます	39
施策1-4 臨海エリアの緑を育みます	43
基本方針2 堺を支える緑の骨格を育みます	47
施策2-1 拠点となる緑を育みます	48
施策2-2 軸となる緑を育みます	53
基本方針3 身近なまちの緑を育みます	58
施策3-1 身近な緑の保全を進めます	59
施策3-2 身近な緑の創出を進めます	62
基本方針4 とともに緑を育む絆をつくります	68
施策4-1 緑とまちを育む人を育てます	70
施策4-2 緑のまちづくり活動の支援をします	73
施策4-3 緑のまちづくりを支える仕組みをつくります	81

第5章 計画の推進 に向けて

1. 重点的な緑の保全と創出について	84
(1) 緑化重点地区	84
(2) 緑地保全配慮地区	85
2. マネジメントサイクルの推進	86

資料

1. 緑の現況	88
(1) 緑の現況	88
(2) 都市公園の現況	92
2. 緑と市民意識	94
(1) 市民の環境や緑に対する意識	94
(2) まちなかの緑への満足度と緑の分布	95
3. 本計画の改定経過	96
(1) 附属機関の取組	96
(2) 庁内の取組	97
4. 事業一覧	99
5. 用語一覧	100

第1章 計画の目的

1. 計画改定の背景

堺市では、市民とともに、緑地の保全と緑化の推進に関する施策や取組を総合的に展開することを目的とした「堺市緑の基本計画」を平成13年5月に策定し、これに基づいた緑のまちづくりを推進してきました。

本計画は策定から10年が経過し、この間、少子化・高齢化の進行と人口減少社会の到来、地球環境問題の進行、産業構造の変化、安全・安心なまちづくりや生物多様性[※]に対する関心の高まりなど社会環境は大きく変化してきました。また、本市においても美原町との合併を経て政令指定都市に移行するとともに、環境モデル都市[※]の認定や百舌鳥古墳群が世界遺産暫定一覧表に記載されるなど、本計画をとりまく環境は大きく変化してきました。

そして、平成22年6月には本市の緑の保全と創出に関する基本的な考え方と具体的な施策の枠組みを示す「堺市緑の保全と創出に関する条例[※]」を制定しました。

このような背景から、今日まで積み重ねてきた10年間の緑のまちづくりのあゆみをふまえ、厳しい財政状況の下での事業の「選択と集中」など、今後の緑のまちづくりに求められる新たな視点を加え、基本計画の改定を行うこととします。

2. 計画の目的

堺市緑の基本計画は、都市緑地法[※]第4条^注に規定される、「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」であり、堺市にあっては「堺市緑の保全と創出に関する条例」第8条で策定を義務付けています。

本市における今後の緑の保全・創出・育成に関する施策をより総合的かつ計画的に推進することを目的に策定したもので、本市の緑のあるべき姿とそれを実現するため、今後取り組むべき施策の指針となるものです。

注

(第1項)市町村は、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画を定めることができる。

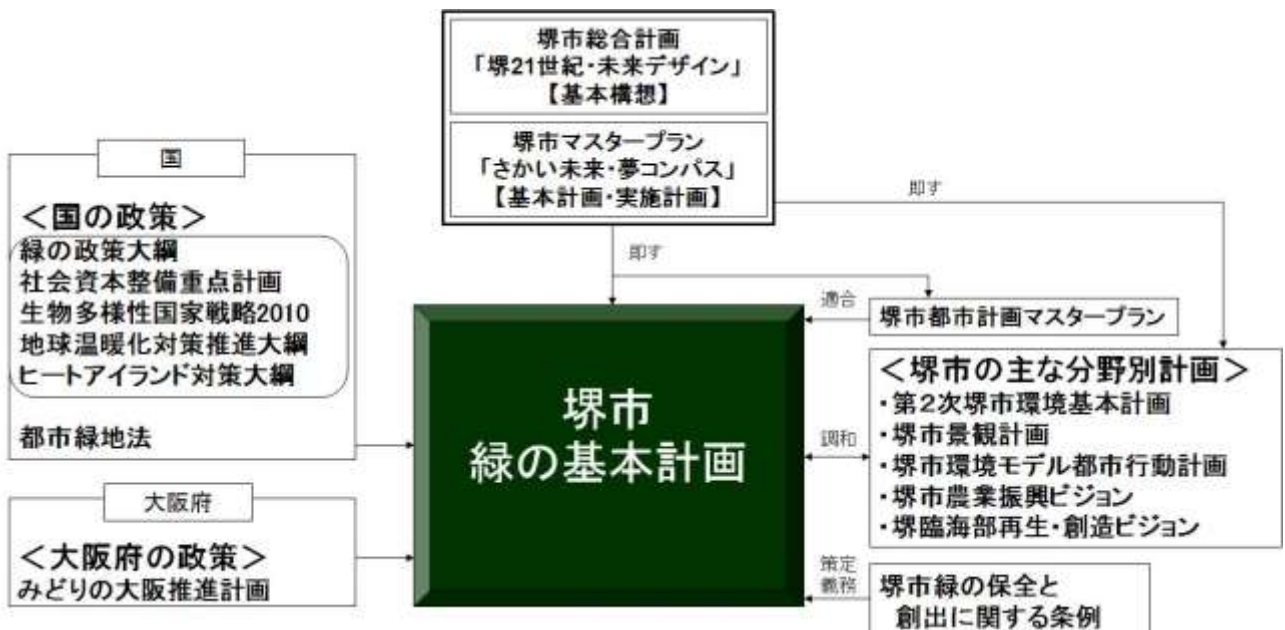
3. 計画の特徴

- 都市における緑に関するマスタープランとして、法律にその根拠をおく計画制度です。
- 都市公園の整備や都市計画に基づく緑地の保全だけでなく、公共施設や民有地の緑化、また緑化や緑地の保全に関わる普及啓発活動などソフト面も含めた緑全般に関する幅広い内容を含んだ計画です。
- 住民に最も身近な市町村が主体となって、地域の資源を活かし、独自性・創意工夫を発揮した特徴ある計画を策定します。
- 都市における今後の緑の保全・創出・育成には、市民、事業者、行政が一体となって取り組むことが不可欠です。このため、本計画を公表し、積極的に周知を図ります。

4. 計画の位置付け

本計画は、「都市緑地法」及び「堺市緑の保全と創出に関する条例」を根拠法令とし、国の「緑の政策大綱[※]」や大阪府の「みどりの大阪推進計画[※]」の趣旨を反映して作成したものです。また、本市まちづくりの基本的な理念を示す堺市総合計画「堺21世紀・未来デザイン」[※]の基本構想、まちづくりの基本的な方向性と取組を示す堺市マスタープラン「さかい未来・夢コンパス」[※]及び都市計画の基本的な指針である都市計画マスタープラン[※]を上位計画とした緑の部門計画として位置付けられます。

また、第2次堺市環境基本計画、堺市景観計画、堺市環境モデル都市行動計画や堺市農業振興ビジョンなどの関連計画と整合・連携を図るものです。

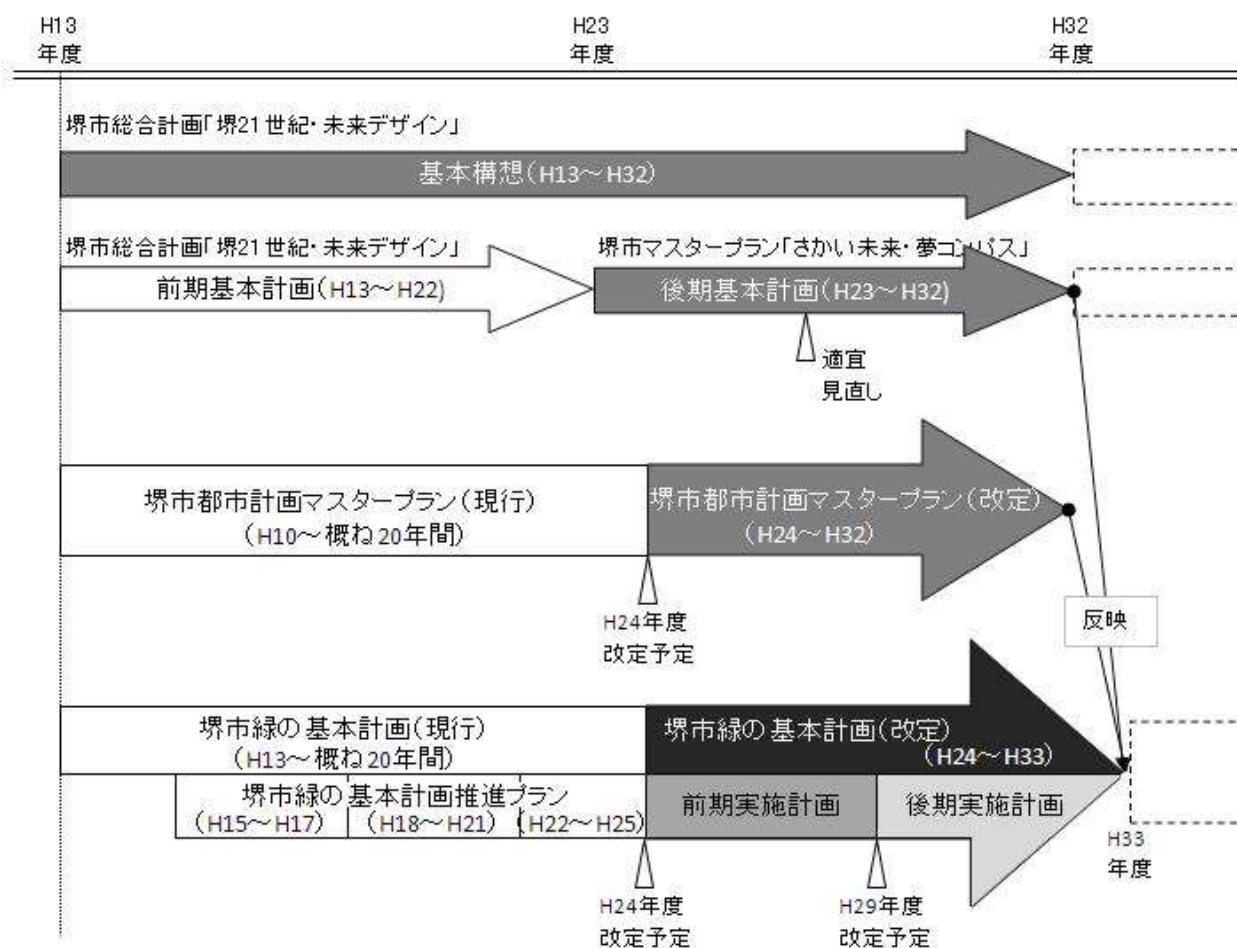


5. 計画の対象区域

本計画の対象区域は、堺市都市計画区域（14,999ha）とします。

6. 目標年度

目標年度は、上位計画である堺市マスタープラン「さかい未来・夢コンパス」の期間とその見直しを踏まえた計画改定に必要な期間を見据え、平成33年度とします。また、5年ごとに見直しを行います。



7. 緑の定義

本計画における「緑」は、堺市緑の保全と創出に関する条例第 2 条の規定に基づき、樹林地、農地、水辺地やその他樹木、草花などの自然的環境を有する土地及び空間を対象とします。

8. 緑の必要性

身近な草花や樹木などの緑は、二酸化炭素を吸収、固定するとともに、呼吸に必要な酸素を生産し、すべての生き物を育てています。また、都市における緑は、以下に示すような多面的な効果も持っており、私たちが健康で安全に、そして快適に生活するための都市基盤として必要不可欠です。

近年、社会全体が拡大から成熟へと移行するなか、これまでの経済性、効率性、利便性を重視してきた私たちの価値観も美しさや歴史文化、自然や生物多様性などを重視する方向に大きく転換しつつあり、緑への期待は一層高まっています。

このような状況の下、私たちは緑がもたらす効果に今一度着目し、その効果を最大限発揮したまちづくりに努めていく必要があります。

○人と自然が共生する都市環境の形成に寄与します

- ・ 緑は、大気の浄化、騒音防止、防塵やヒートアイランド現象※の緩和などの効果により、市民の生活環境を保全するとともに、低炭素社会の実現に寄与します。
- ・ 多様な生き物の生育・生息地となり、農作物や木材などを供給し、人間も含めた生態系※を保全するとともに、エコロジカルネットワーク※の形成に寄与します。



○暮らしの安全・安心を高めます

- ・ 緑は、災害時には、火災の延焼防止、避難地、避難路などの確保に重要な役割を果たし、市民の生命や財産を守ります。
- ・ 降雨時には雨水を蓄え、表土の流出を抑止することで土砂災害の防止に寄与し、市民の生命や財産を守ります。



○美しい都市景観を形成します

- ・ 緑は、快適で美しく、潤いのある都市景観をつくり
ます。
- ・ 自然と歴史に基づく個性と風格ある都市景観をつくり、
郷土意識を醸成します。



○生活に潤いと安らぎを与えます

- ・ 緑は、スポーツや散策、多様なレクリエーション利
用を通じて、市民の身近な遊び場・憩いの場・健康
づくりの場となり、緑とのふれあいが生活に潤いと
安らぎを与え、明日への活力を生み出します。



○地域力を高めます

- ・ 地域の歴史文化や自然を活かした体験学習が、子ど
もの環境教育につながります。
- ・ 商業空間などでの花・樹木の活用が、施設の集客向
上や観光振興につながります。
- ・ 緑を活かした活動が地域のコミュニティ※を育てます。
- ・ 花・樹木の育成作業が、高齢者などの健康増進や生
きがいづくりにつながります。
- ・ 街かど花壇での緑化活動が、互いに声を掛け合える
安全なまちづくりにつながります。



第2章 堺らしい緑

1. 堺の緑の特性

(1) 社会特性

本市は、市域面積 14,999ha、人口約 84.2 万人（平成 24 年 10 月現在）で大阪府下では大阪市に次ぐ面積と人口を有しており、市域は 7 つの行政区に分かれています。

本市の堺環濠都市地域は、江戸時代の町割りを基礎として市街地が形成されており、その市域は明治 27 年（1894 年）の大鳥郡向井村大字七道から平成 17 年（2005 年）の美原町まで、9 町 13 村の合併と公有水面の埋立てにより拡大し、現在では明治 22 年（1889 年）の市制施行当時に比べて約 40 倍となっています。

また、人口は昭和 60 年まで増加を続けた後、減少傾向にありましたが、美原町との合併を機に近年では増加傾向にあります。

市域の緑被面積は、堺環濠都市地域から郊外へと市街地が拡大されるに伴い減少し、特に草地・農地が大きく減少しました。また、人口が急激に増加した昭和 30 年代から昭和 50 年代にかけては、草地・農地及び樹木・樹林地の減少は約 3,300ha にもなります。

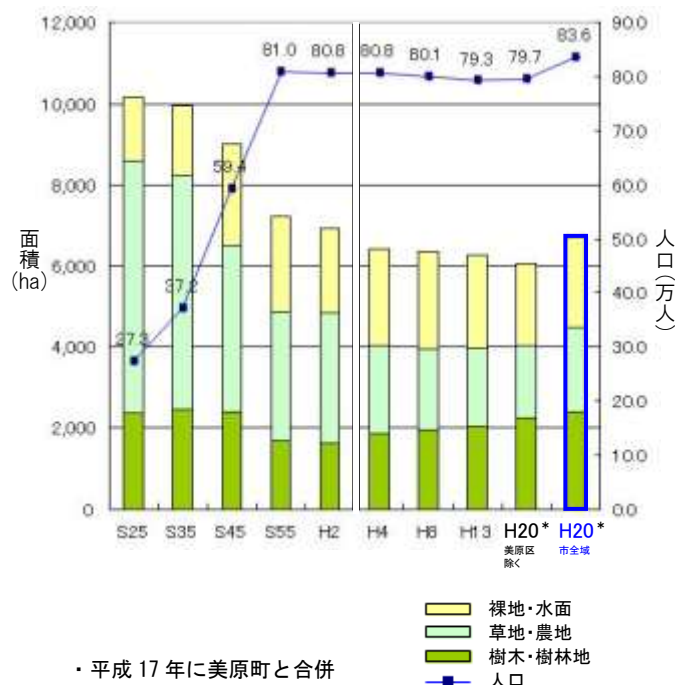


図-1 人口と緑被面積の推移^注

注

- ・ 樹木などの植物や農地、園地（裸地）、水によっておおわれている部分の面積で、空中写真によって計測している。
- ・ 人口について、昭和 25 年から平成 2 年は国勢調査結果、平成 4 年から平成 20 年は各 10 月 1 日現在の推計人口による。
- ・ 昭和 25 年～平成 2 年は大阪府立大学農学部による調査、平成 4 年以降は堺市の調査による。
- ・ 調査時の読み取り精度に差があるため、厳密には比較できない。
- ・ 美原町より前に合併された町村区域は市域とみなしている。

1) 中世都市としての発展（室町～江戸）

室町時代は日明貿易の拠点として大いに繁栄し、戦国時代には自治の様子をキリスト教の宣教師によって「東洋のベニスのごとく」として紹介されるほどでした。また、会合衆と呼ばれる商人によって自治的な都市運営が行われ、周囲に堀をめぐらせた環濠都市として栄えました。

江戸時代に入っても朱印船貿易などで財を成す商人たちが集まり、貿易港としての発展は、大和川の付け替えまで続きました。

2) 近代都市としての発展（明治～昭和初期）

明治以降、阪堺鉄道の開通など鉄道網が次々と広がり、海水浴場をはじめとしたリゾート地や別荘地のにぎわいなどで発展するなど、市街地は拡大しました。また、大正14年に堺都市計画が決定され、道路や上水道を始めとする都市基盤整備が進められ、商工業も着実に発展するなど近代都市として発展していきました。

こうした中で宅地開発の需要は一層高まり、昭和初期の大美野や上野芝などで、郊外住宅地としての発展の基礎もできあがっていきました。

3) 工業都市としての発展（昭和中期）

第二次世界大戦後、戦災復興計画において道路や公園などの基盤整備が行われるとともに、産業や経済の再生と強化に向けて産業の重化学工業化が進むなか、臨海工業地帯の造成が進められ、工業都市として発展していきました。

4) 大規模ニュータウン都市としての発展（昭和後期）

大都市への産業と人口の集中に伴って、大阪都市圏のベッドタウンとして、昭和40年から50年代前半にかけて日本最大級の泉北ニュータウン（約1,500ha）の造成が進められ、人口は急激に増加し、大規模ニュータウン都市として発展していきました。

5) 政令指定都市としての発展（平成期）

平成に入り人口は減少に転じたものの、平成8年に中核市へ移行、平成17年に美原町と合併した後、平成18年には政令指定都市へ移行し、現在は増加傾向にあります。

平成21年には環境モデル都市の認定を受け、堺・クールシティ宣言を行い、持続可能な環境共生都市の実現をめざして、人と環境に優しいまちづくりを着実に進めています。

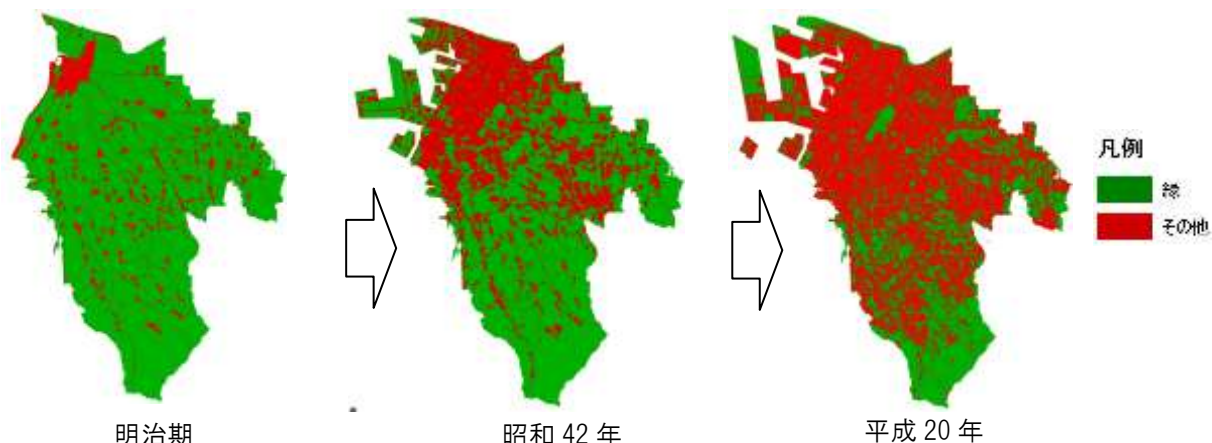


図-2 堺の緑の移りかわり

(2) 自然特性

1) 気 象

気候は、瀬戸内海式気候に属し、細かくは、南部丘陵部は「泉南海岸及び和泉丘陵気候型区」それ以外は「大阪平野気候型区」に入ります。

年平均気温は、16～17℃と温暖であり、降水量は年間 1,000～1,500mm 程度で、全国的にみても少ない方です。

また、年間平均風速は、約 2～3m/秒程度で、海陸風のため東風と西風の出現頻度が高くなっています。

2) 地 勢

地形的には、大阪湾に面した臨海部埋立地、平坦地、台地及び丘陵地に大きく区分され、市の中心部は海拔 10m 前後、市域南端では 200m 以上となっています。北は大和川が大阪市との境界を流れて大阪湾に注ぎ、丘陵地を源流域とする石津川が市街地を貫き大阪湾に注いでいます。そして、それぞれの地形で異なった自然特性を持っています。

3) 河川・ため池・海岸

本市の河川は、大和川水系・石津川水系の 2 大水系と内川水系から形成される 29 河川によって構成されています。河川の総延長距離は、87,993m に及びます。

大和川水系は、笠置竜門山脈を源とし、和泉金剛山脈を源とする石川及び本市を流れる西除川、東除川が合流して大阪湾に注いでいます。

石津川水系は、本市市域内の水系で、南部丘陵を源とし、妙見川、前田川、陶器川、甲斐田川、和田川などの河川が合流して大阪湾に注いでいます。

内川水系も本市市域内の水系で、市街地を集水域とし、大阪湾に注いでいます。

本市のため池は、丘陵地や農地を中心に 600 余り(満水面積 100 m²以上)分布しており、これらは主に農業用水の供給のため築造されたもので、ため池によって大きさ、形、貯水量などその形態は様々で、水辺林などとともに自然性豊かな水辺環境を形成しているものもあります。

本市の海岸線の延長は約 45k m ありますが、そのほとんどが直立護岸や消波護岸等の人工護岸です。

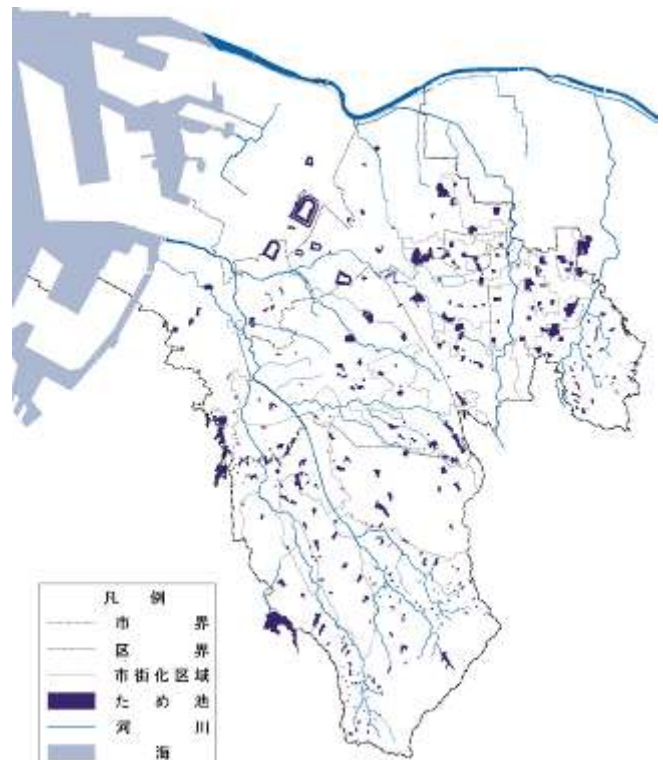


図-3 堺主要ため池分布図 (平成 17 年 3 月)

4) 植 生

大きくは照葉樹林帯に属し、本来の自然植生は気候的には常緑広葉樹林（照葉樹林）が広く成立する植生帯にあたります。

しかし、古代から継続的に発展してきた歴史を持つ都市であるため、市域全般に渡って人為影響を多く受けてきたことによって、現在、原生的な自然環境は残っておらず、自然植生としては南部丘陵や神社・寺院の境内、古墳などにわずかに自然林が分布するのみです。樹林としてはその他に、自然植生の代償植生（二次林[※]）が南部丘陵に広がり、人工林が公園、幹線道路沿い、河川沿いなどの随所に存在します。

5) 生き物・生態系

開発などによる生態系の破壊、生活の変化に伴う里地里山[※]の変化、外来種による生態系のかく乱などにより、近年、急速に多様な生き物たちが、絶滅しつつあります。本市における貴重な野生生物については、「堺市レッドリスト」によると、動物が 277 種、植物が 297 種選定されています。

なお、平成 17～18 年度にかけて、多種多様な動植物が生育生息していると考えられる南部丘陵をはじめ、自然環境に関する情報が不足している美原区などを中心に現地調査などを実施しました。調査では、植物で 137 科 688 種、動物で 274 科 881 種の生物を確認しています。

このうち、貴重性から見て注目に値する種（特定種：調査当時の選定基準による該当種）は、植物で 29 種、動物で 95 種、また、外来種については、植物で 97 種、動物で 15 種を確認しています。

表ー1 堺市レッドリスト／種の選定状況

	絶滅	Aランク (最重要保護)	Bランク (重要保護)	Cランク (要保護)	情報不足	要注目	分野計
哺乳類	－	－	－	2	－	2	4
鳥類	1	14	8	20	3	6	52
両生・爬虫類	－	3	3	1	5	5	17
淡水魚・貝類	－	3	9	17	－	－	29
陸生無脊椎動物	12	38	41	61	7	16	175
維管束植物	42	61	44	24	－	99	270
蘚苔・藻・菌類	－	5	5	3	9	5	27
カテゴリー計	55	124	110	128	24	133	574

出典：堺市レッドリスト 2008

(3) 歴史文化特性

堺では、温暖な気候や海に面する立地条件などの恵まれた自然環境を活かして、古代から人々が定住し、独自の文化を築いてきました。特に、中世には海外交易の拠点として栄え、自治都市として発展するとともに茶の湯の文化を開花させるなど、輝かしい歴史を有しています。そして先人たちが築いてきた進取の気風は、今も受け継がれています。

1) 古 代

堺には旧石器時代から人が住んでいた痕跡が確認されています。弥生時代には、四ツ池遺跡に見られるように、段丘上や丘陵地に人々の生活が営まれるようになりました。

やがて古墳時代には百舌鳥野に大規模な前方後円墳を主とする古墳群が造られました。現在でも日本最大の規模を誇る仁徳天皇陵古墳をはじめとする多くの古墳が貴重な歴史遺産として残されています。

また、泉北丘陵においては渡来人がもたらした技術により、新しい焼き物の須恵器の一大生産地が形成されました。丘陵の木々は燃料として伐りつくされましたが、その生産の衰退に伴い丘陵地には緑が再生していきました。現在では南部丘陵の豊かな自然の中にその面影が残されています。

2) 中 世

平安から鎌倉期にかけて各地で村落や商いの場としての町が出来上がっていきました。

堺（さかい）は、その地名の示すとおり国境にできたまちです。とりわけ西国からの海上輸送による畿内中心部（奈良・京など）への物資流通窓口として発展しました。さらに室町期には遣明船の発着により国際貿易都市として栄えました。町は会合衆を中心とした自治により運営され、その様子は来堺したイエズス会宣教師を通じて「東洋のベニスのごとく」とローマに報告されるほど印象的なものであったようです。この「黄金の日々」を築いた堺の富は、茶の湯という形で花開き、千利休をはじめとする多くの茶人が、今日に至る日本文化の大きな礎を築きました。その面影は遺跡から出土した茶道具をはじめとする陶磁器などからうかがうことができます。

3) 近 世

大坂夏の陣で焼失した堺は、江戸幕府によって現在の街並みの原形となる「元和の町割り」が行われ、幕府直轄地として再生されましたが、幕府の鎖国政策と有力商人の大坂への移住などにより徐々に活気は失われていきました。

また、大和川の付け替えによる土砂の堆積によって港の機能も低下していきました。しかし港は、幾多の民衆による修築によって今も堺旧港としてその形を残しています。

堺の鉄砲、包丁など多くの産業は近世を経て、形をかえたものもありますが、今でも伝統産業として受け継がれています。

4) 近代

明治期には、産業の発展など殖産興業の波に乗り、近代都市へと発展していくなか、明治 10 年に市中有力者から集めた基金をもとに堺の大工などによって木造洋式燈台が港の入口に造られました。燈台の南側には海岸沿いに大浜公園が開設され、明治 36 年の第 5 回内国勸業博覧会では東洋一と謳われた水族館が設けられました。

大浜周辺は、庶民が気軽に楽しめる海水浴場として、さらに潮湯、少女歌劇場、料理旅館などが建ち並ぶ日本のリゾートのさきがけ的な場所として京阪神の人々に親しまれました。

5) 現代

第二次世界大戦後、戦災復興事業により道路や公園の基盤整備が進められ、昭和 30 年代には臨海工業地帯の造成が、昭和 40 年代には近隣住区理論に基づく泉北ニュータウンの造成が進められました。

工業都市として、また、大規模ニュータウン都市として発展してきた一方で、海浜や緑地などの多くの自然が失われるとともに、大気汚染や水質汚濁などの公害問題が発生しました。

こうした中、昭和 40 年代には都市緑化に対する取組が活発になり、市民の森運動が起こり、市民の手による記念植樹や街路樹を守る活動が続けられてきました。そして昭和 61 年には、都市公園では初めてとなる全国植樹祭が大仙公園で開催され、緑のまちづくりへの 20 年来の市民の努力が大きく実を結ぶきっかけとなりました。

平成に入り、今日においては低炭素都市の実現のために一層緑の保全と創出に取り組むとともに、世界文化遺産登録をめざす百舌鳥古墳群をはじめとする堺の歴史文化を象徴する緑を守り育む取組を進めています。

■ 2. 堺らしい緑 ～特徴ある堺の緑～

現在の本市の緑は、都市の発展過程とともに姿を変えつつも、その自然特性や歴史文化特性と深く結びつき、市民の手でこれまで守り育ててきたものです。

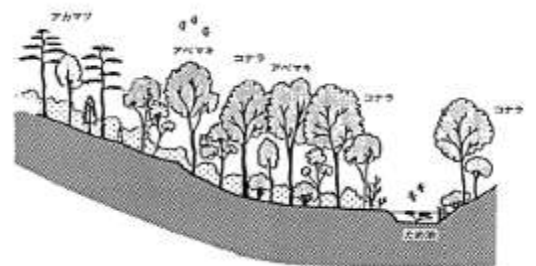
しかし、その未来は決して安泰ではありません。次に代表されるような6つの「堺らしい緑」を将来のまちづくりに欠かせない貴重な資源として、今、改めてその役割や価値を確認しておく必要があります。

(1) 丘陵

古代には須恵器の一大生産地であり、里地里山として人々の営みの中で守り、育てられてきた南部丘陵には、およそ600haの二次林を中心とする樹林地が残っており、河川、ため池、棚田などとともに多様な生き物が生息する比較的良好な自然環境を有しています。

丘陵の植生は、自然樹林としては、照葉樹のコジイ群落とアラカシーシリブカガシ群落が一部の斜面地に分布しており、急斜面地や集落周辺には小面積の竹林（モウソウチク、マダケ）が多数分布しています。また、二次林としては、かつてアカマツ、コナラが大部分を占めていましたが、現在アカマツ林は衰退し、主に尾根筋に沿って一部残っているだけで、コナラ林が大部分を占めています。

和泉葛城山系につながる南部丘陵の緑は、広域的には大阪府の周辺山系から自然の息吹を市街地に吹き込むために欠かせない緑です。これらは、市街地周辺の緑景観として市民の生活にうまいおいを与え、レクリエーションの場や生活・歴史文化の継承地であるばかりでなく、人と自然が共生する都市環境の保全のためにも重要であり、残された樹林の積極的な保全・再生を図っていくことが期待される緑と言えます。



丘陵の植生イメージ図

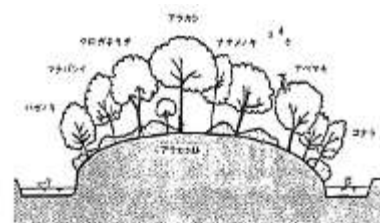
(2) 古墳・社寺

仁徳天皇陵古墳に代表される百舌鳥古墳群は、本市が世界に誇る歴史文化遺産です。同時にまとまった緑の少ない市街地における貴重な緑として、市街地の環境を守るうえで大きな役割を果たしています。古墳の植生は、アラカシ、ナナメノキ、クロガネモチ、ヤブツバキなどの常緑広葉樹林となっており、人々の立入りが少なく、周囲の濠と一体となって水鳥などの格好の生息地となっています。

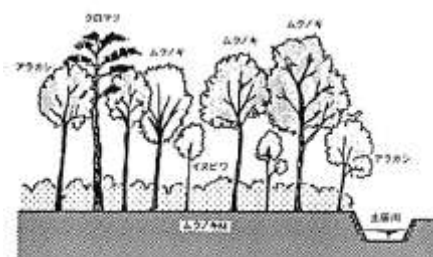
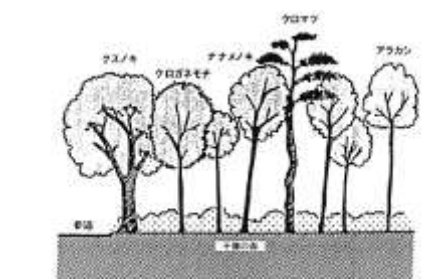


また、堺環濠都市地域や旧集落地を中心に数多くの社寺があり、境内の樹木や樹林地が鎮守の森や地域のシンボリックな緑として人々に親しまれています。市街地における社寺の植生は、大半が境内地におけるクスノキ、クログネモチ、ヒノキなどの「単木型」の樹林を形成していますが、「千種の森」(アラカシ、クログネモチなど)といわれる大鳥神社や南宗寺のムクノキ林は、市街地では貴重な「森林型」の樹林を形成しています。丘陵地における社寺の植生は、美多弥神社などにおいて、シリブカガシ、コジイ、アラカシなどの照葉樹林を形成しており、これは本市の潜在植生を表しています。

古墳や大規模な社寺などの緑は、本市の歴史文化を特徴付けるとともに、生態系を含めた都市環境を保全する役割も持ち、また小規模なものも各地域の個性を表し、まちに潤いと安らぎをもたらす貴重な緑です。



古墳林の植生イメージ図

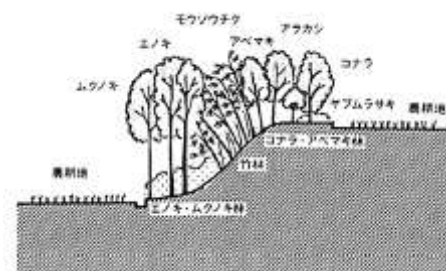


社寺林の植生イメージ図

(3) 段丘斜面林

段丘の緑は、平坦な農地の広がりの中で貴重な斜面林を形成し、ため池や水田とともに田園景観を醸し出しています。これらは、相互に連なる河川とともに生き物の生息や移動空間として重要な役割を持っています。

主に石津川水系に沿って段丘斜面林が残っています。段丘斜面林の植生は、モウソウチクやマダケなどの竹林やコナラ、アベマキ、エノキ、ムクノキなどを主体とする二次林を形成しています。



段丘斜面林の植生イメージ図

(4) 農地・ため池

市街化調整区域に広がるまとまりある農地は、都市近郊において自然豊かで貴重な田園景観を形成しています。特に段丘の緑や水田の間にきらめくため池がアクセントとなり独特の景観を形成しています。

ため池のなかには、千年以上の歴史を持つものもあり、地域を特徴付ける景観を形成するとともに、周囲の植生とともに良好な水辺環境を形成し、多様な生き物の生息空間になっています。また、洪水調節機能により治水上也重要な役割を担っています。



(5) 河川

河川は、各地の緑・自然をつなぎ、景観に連続性・一体性を持たせることができる緑です。自然生態系にとっても、孤立した自然を連続させることで、生物の移動経路を確保するというエコロジカルネットワークを形成し、生物多様性の向上につなげることができます。

大和川は河川敷などにまとまりのある緑を有しており、本市を縁どる軸として位置付けられ、石津川は丘陵地から市街地を貫く軸として、本市の地形を特徴付ける骨格を形成しています。また、各水系は、農地や多くのため池と結ばれています。



(6) 公園・緑地

近代から現代に至るまで、市民に親しまれてきた緑のひとつに明治6年に開設された浜寺公園を始めとする大規模な公園緑地が挙げられます。

白砂青松の浜寺公園、幕末に造られた台場跡が公園になり、レジャーゾーンとしてにぎわった大浜公園、戦災復興時に計画され、今も整備が続く大仙公園、その他大泉緑地や泉北ニュータウンの開発に伴って整備された荒山公園などの大きな公園も多くの市民に親しまれている堺らしい緑です。

また、臨海部では、近年、共生の森や海とのふれあい広場など、海辺の広大な緑地が創出されつつあります。



第3章 緑の将来像

1. 基本理念

緑は、都市の環境を支える基盤ともいえるものであり、潤いのある良好な都市環境の形成を図り、現在及び将来の市民の健康で快適な生活の確保に寄与するとともに、魅力あるまちづくりには欠かせません。

また、緑に象徴される自然や歴史的風土が将来も堺市民の誇りとなります。

緑豊かで潤いのある堺らしいまちづくりを実現していくためには、これまで堺を支えてきた緑の役割やその姿、仕組みに着目して、これらの緑をこれからも守り、育ていくとともにこれからの堺を支えていく新たな緑をつくり出していくことが大切です。

また、そのためには市民、事業者、行政が目標を共有し、協働のもとに適切に役割分担することで、始めて実現できるものです。

基本理念

『緑が育む堺の未来』

- 緑は、生物多様性^{*}の増進に寄与し、市民の健康で安全・快適な生活の確保及び向上に寄与する都市の環境を支える重要な基盤であることを認識し、次代に継承します。
- 堺の自然や歴史的風土が将来も市民の誇りとなるよう緑を育みます。
- 市民、事業者、行政が目標を共有し、協働のもとに適切に役割を分担し緑を育みます。

■ 2. 緑の将来像

基本理念に基づき、市民、事業者、行政がともに育んでいく本市のあるべき姿として『緑の将来像』を設定します。

緑の将来像には、『緑のシンボルエリア』、『緑の骨格』、『身近なまちの緑』を位置づけます。

○緑のシンボルエリア

緑をより豊かに次代に継承するエリア、または緑を創出するエリアを『緑のシンボルエリア』とします。

○緑の骨格

緑豊かで潤いのあるまちづくりを支える骨組みを『緑の骨格』とします。

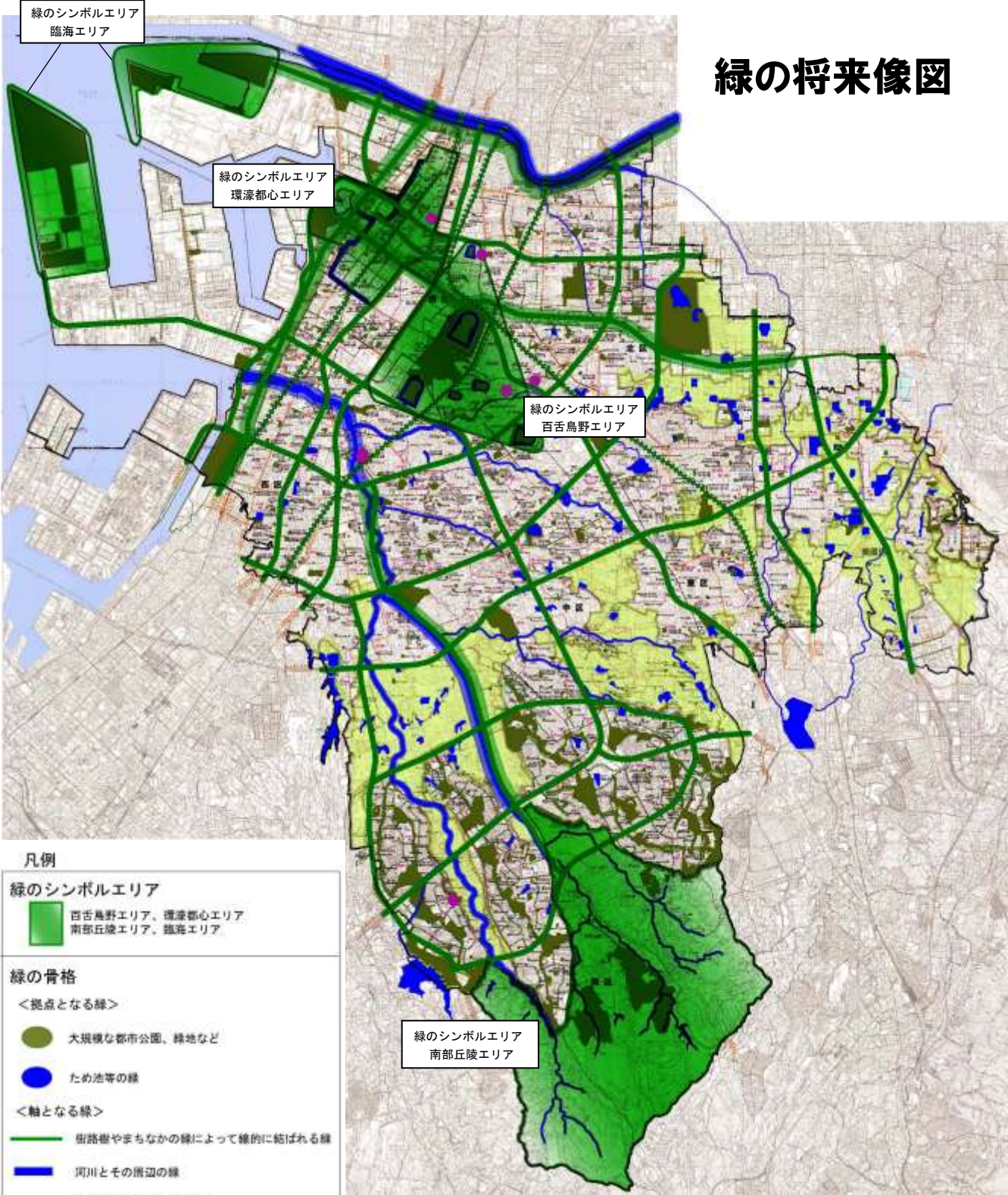
緑の骨格は、大規模な都市公園やため池、古墳などの「拠点となる緑」と、それらを街路樹や河川、鉄道とまちなかの緑を中心として線的につながる「軸となる緑」で形成します。

○身近なまちの緑

地域固有の自然や社会、歴史文化を伝える緑を「身近なまちの緑」とします。

身近なまちの緑は、身近な公園や住宅等の緑、社寺境内地の古樹、農地等の緑であり、美しい都市環境の形成や、暮らしの安全・安心を高め、生活に潤いと安らぎを与え、自分の住むまちの愛着を深めます。

緑の将来像図



緑のシンボルエリア
臨海エリア

緑のシンボルエリア
環濠都心エリア

緑のシンボルエリア
百舌鳥野エリア

緑のシンボルエリア
南部丘陵エリア

凡例

緑のシンボルエリア

- 百舌鳥野エリア、環濠都心エリア
- 南部丘陵エリア、臨海エリア

緑の骨格

<拠点となる緑>

- 大規模な都市公園、緑地など
- ため池等の緑

<軸となる緑>

- 街路樹やまちなかの緑によって線的に延ばれる緑
- 河川とその周辺の緑
- 主な鉄道とその沿線の緑

身近なまちの緑

- 自然環境や農地等との保全と調和に配慮する地域
- 天然記念物（樹木）

■ 3. 基本方針

緑の将来像を実現するために、基本方針を次のように設定します。

1. 堺らしさを象徴する緑のシンボルエリアを育みます

2. 堺を支える緑の骨格を育みます

3. 身近なまちの緑を育みます

4. とともに緑を育む絆をつくります

4. 緑地等の確保目標

基本理念・基本方針に基づき、市民、事業者、行政がともに育み、将来確保すべき緑地等の目標を設定します。

(1) 緑地の確保目標

公園や公園的な緑とオープンスペース[※]を有する施設、土地所有者など市民や企業の協力により保全される緑地の確保目標を設定します。

表-2 緑地の確保目標

	計画策定当初 (平成 13 年度)	現状値 (平成 23 年度)	目標値 (平成 33 年度)	現状値からの 増加
公園や公園的な緑と オープンスペースを 有する施設 (施設緑地)	1,498 ha	1,708 ha	1,775 ha	+ 67 ha
土地所有者など市民 や企業の協力により 保全される緑地 (地域制緑地)	1,087 ha	1,093 ha	1,126 ha	+ 33 ha
合計 (市域面積に対する緑地 の割合)	2,585 ha (18.9%)	2,801 ha (18.7%)	2,901 ha (19.3%)	+ 100 ha (0.7%)

市域面積は、平成 17 年 2 月に美原町と合併したことにより 13,679ha から 14,999ha となる。

○公園や公園的な緑とオープンスペースを有する施設（施設緑地）

- ① 都市公園（都市公園法[※]第 2 条に規定されるもの）や墓園[※]
- ② 公園的な公共施設（港湾緑地、教育スポーツ施設、農業体験施設、住宅団地の広場など）
- ③ 緑とオープンスペースを有する大規模な公共施設（公立学校、下水処理場など）
- ④ 上記に類する民有地の施設で所有者等の協力により持続性と公開性を確保する施設（ちびっこ老人憩いの広場、社寺境内地など）

○土地所有者など市民や企業の協力により保全される緑地（地域制緑地）

- ① 法律による地域（特別緑地保全地区[※]、風致地区[※]、生産緑地地区[※]、農用地区域[※]など）
- ② 協定（緑地協定[※]）
- ③ 条例によるもの（堺市緑の保全と創出に関する条例に基づく保存樹木等[※]、大阪府自然環境保全条例に基づく自然環境の保全と回復に関する協定）

(2) 緑被率※の確保目標

都市がどれくらい緑に被われているかを示す指標として、市全域において樹木・樹林地により被われた緑の空間の確保目標を設定します。

表-3 緑被率の確保目標

	計画策定当初 (平成13年度)	現状値 (平成20年度)	目標値 (平成33年度)	現状値からの 増加
樹木・樹林による 緑被率	14.9% ^{注1}	15.4% ^{注2}	16.4%	+1% (150 ha)

緑被率とは、ある一定の区域面積に対する緑に被われた面積の割合。

緑被率の値は、航空写真をもとに解析した結果に基づく。

注1 「平成13年度緑の現況調査」

注2 「平成20年度緑の現況調査」

(3) 市民実感・市民参画の目標

市民アンケートを基に、市民の実感を量る指標として「樹木などのまちなかの緑の多さ」に対する満足度、市民が緑のまちづくりに参画している割合を量る指標として「緑を増やしたり、守ることに取り組んでいる人」の割合をそれぞれ目標として設定します。

表-4 市民実感・市民参画の目標

	現状値	目標値 (平成33年度)
「樹木などのまちなかの緑の多さ」に対する満足度	45.1% ^{注3} (平成21年度)	70%
「緑を増やしたり、守ることに取り組んでいる人」の割合	45.8% ^{注4} (平成22年度)	70%

注3 「平成21年度市民意識調査報告書(堺市)」

注4 「平成22年度市民意識調査報告書(堺市)」

5. 都市公園の整備と管理運営

緑の将来像を実現するための重要な施策の一つとして、都市公園の整備と整備した後の管理運営については、次のような考え方により推進します。

(1) 都市公園の整備

近年、公園緑地の整備量は厳しい財政状況の中で減少傾向にあります。

今後は、区域間のバランスと特性や公園ごとの役割に配慮しながら、身近な歩いて行ける公園から大規模な公園まで、重点的に整備する公園緑地を定め、地域のニーズを踏まえて計画的に事業を推進します。平成33年度末までに、おおむね27haの都市公園を新たに開設することを目標とします。その場合、都市公園の市民一人あたりの面積は8.7㎡/人となります。

また、長期末整備となっている都市計画公園については、都市計画の見直しや公園整備の進め方について検討し、整備を進めていきます。

表-5 都市公園の開設目標

種類	種別	現状値 (平成23年度末)	目標値 (平成33年度)
住区基幹公園	街区公園	214 ha	225 ha
	近隣公園		
	地区公園		
都市基幹公園	総合公園	119 ha	134 ha
	運動公園		
特殊公園	風致公園	44 ha	44 ha
	歴史公園		
	墓園		
大規模公園	広域公園	37 ha	37 ha
緑道		279 ha	280 ha
都市緑地			
緩衝緑地			
都市林			
合計		693 ha	720 ha
市民一人あたりの公園面積		8.2 ㎡/人	8.7 ㎡/人 ^注

公園の種類、種別の各項目については、資料編の用語一覧（P100～P106）を参照。

注 平成33年度の将来人口の予測については、堺市マスタープランに位置付ける将来推計人口(中位)を基に算出。

早期に整備する主要な都市公園

- 世界文化遺産と調和した風格のある総合公園の整備
大仙公園（堺区、西区）
- 広域避難地[※]の機能を有した地域拠点となる公園の整備
原池公園（中区）、天神公園（東区）
- 防災に資する身近な歩いて行ける公園の整備
新堀公園（北区）、平尾南街区公園（美原区）

（２）都市公園の管理運営

公園に対する市民の多様なニーズに対応し、市民が安全・快適に公園を利用できるように、公園のもつ多様な機能を活かし、効率的かつ効果的に公園の管理運営を進めます。

１） 都市公園における管理運営の仕組みづくり

都市公園のめざすべき方向性（基本方針）と目標（事業の方向性）を示し、公園の特性に応じた管理運営についての仕組みづくりに取り組みます。

また、事後的な維持管理から予防保全的な維持管理への転換を図り、計画的な施設の長寿命化[※]対策を講じ、安全・安心な公園の管理運営を拡充します。

２） 協働による都市公園の管理運営

公園を利用する市民とともに、公園の安全性、快適性及び魅力の向上を図る取組を行い、公園の質の向上を図ります。

３） 指定管理者制度[※]による都市公園の管理運営

総合公園、運動公園などの大規模公園は、既に導入している指定管理者制度による管理運営の検証を行うとともに、制度の活用を推進します。

４） 都市公園の再整備

公園種別や公園開設からの経過年数などにより優先順位をつけ、市民ニーズに合った公園の再整備、施設更新を行います。

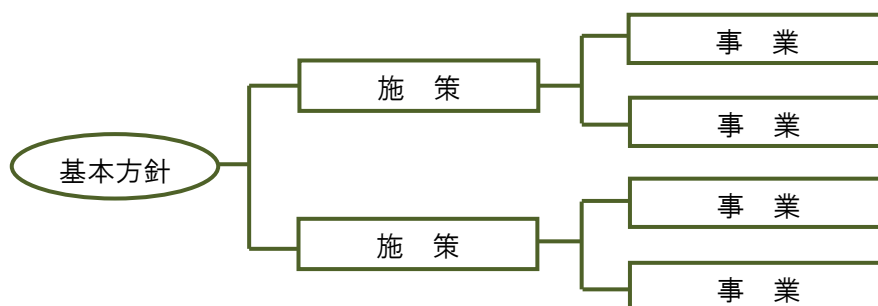
また、公園施設のバリアフリー[※]化や防災機能の強化を推進し、利便性や安全性の向上を図ります。

第4章 実現のために

1. 緑の将来像の実現のために

○方針・施策・事業の体系について

本章では、緑の将来像の実現に向けた4つの基本方針をもとに、基本方針にもとづく施策、施策を実行するうえでの事業を位置付け、3層の体系で構成します。



○事業について

本章で示す事業は、施策展開の方向性に基づき、目標年度である平成33年度までの10年間に取り組む主な事業を示しています。そのうち前期の5年間で実施する事業について、事業シートを作成し、毎年進捗管理を行うこととします。なお、前期終了年度（平成28年度）に事業の見直しを行います。（P.3「6. 目標年度」参照）。

■ 基本方針 1 堺らしさを象徴する緑のシンボルエリアを育みます

緑をより豊かに次代に継承するエリア、または緑を創造するエリアとして、「百舌鳥野エリア」「環濠都心エリア」「南部丘陵エリア」「臨海エリア」の緑を育みます。

施策 1-1 百舌鳥野エリアの緑を育みます

世界文化遺産に相応しい緑豊かなまちをつくるため、仁徳天皇陵古墳をはじめとする古墳の保存・活用や大仙公園の整備などにより、百舌鳥野エリアの緑を育みます。

施策 1-2 環濠都心エリアの緑を育みます

水と緑が映える風格と活力あるまちをつくるため、既存の都市施設を活かした緑づくりや堺旧港と周辺緑地の整備、活用などにより環濠都心エリアの緑を育みます。

施策 1-3 南部丘陵エリアの緑を育みます

持続可能な里地里山環境を育み、次代に継承するため、法令に基づく緑地保全制度などを活用し、樹林地や農地、ため池などが一体となった緑豊かな自然環境の保全・活用により、南部丘陵エリアの緑を育みます。

施策 1-4 臨海エリアの緑を育みます

人と海、人と自然がふれあい、環境との共生が実感できる場づくりをめざし、共生の森づくり、人工干潟等の生物生息空間の形成や堺浜における親水レクリエーション空間の形成などにより、臨海エリアの緑を育みます。

施策1-1 百舌鳥野エリアの緑を育みます

【現 況】

- ・百舌鳥古墳群を代表する百舌鳥三陵（仁徳天皇陵古墳、履中天皇陵古墳、反正天皇陵古墳）が位置し、古墳の豊かな緑と周辺の濠が、大仙風致地区（約98ha）の緑豊かな住宅地と一体となっています。
- ・百舌鳥八幡宮のくす（大阪府指定天然記念物）、方違神社のくろがねもち（同）などの社寺等と緑が一体となった貴重な歴史文化資源が残っています。
- ・大仙風致地区において、風致に影響を及ぼすような行為（建築物の建築や宅地の造成など）を行う場合には、「堺市風致地区内における建築等の規制に関する条例」に基づく規制により、良好な住環境の維持を図っています。
- ・仁徳天皇陵古墳と履中天皇陵古墳の間に位置する大仙公園は、本市のシンボルパークとして整備を推進しています。また、市街地の森づくり（平成の森づくり）を通じ、市民主体の組織「堺千年の森クラブ」が中心となって市民協働による植樹などの公園の運営にも取り組んでいます。

【課 題】

- ・百舌鳥古墳群と大仙公園及びその周辺住宅地においては、世界文化遺産に相応しい緑豊かで良好なまちづくりを推進していく必要があります。また、世界文化遺産の拠点となる大仙公園は、古墳を活かした公園として整備を推進していく必要があります。
- ・仁徳天皇陵古墳の水環境を改善するにあたり、仁徳天皇陵古墳への安定した水量を確保する必要があります。

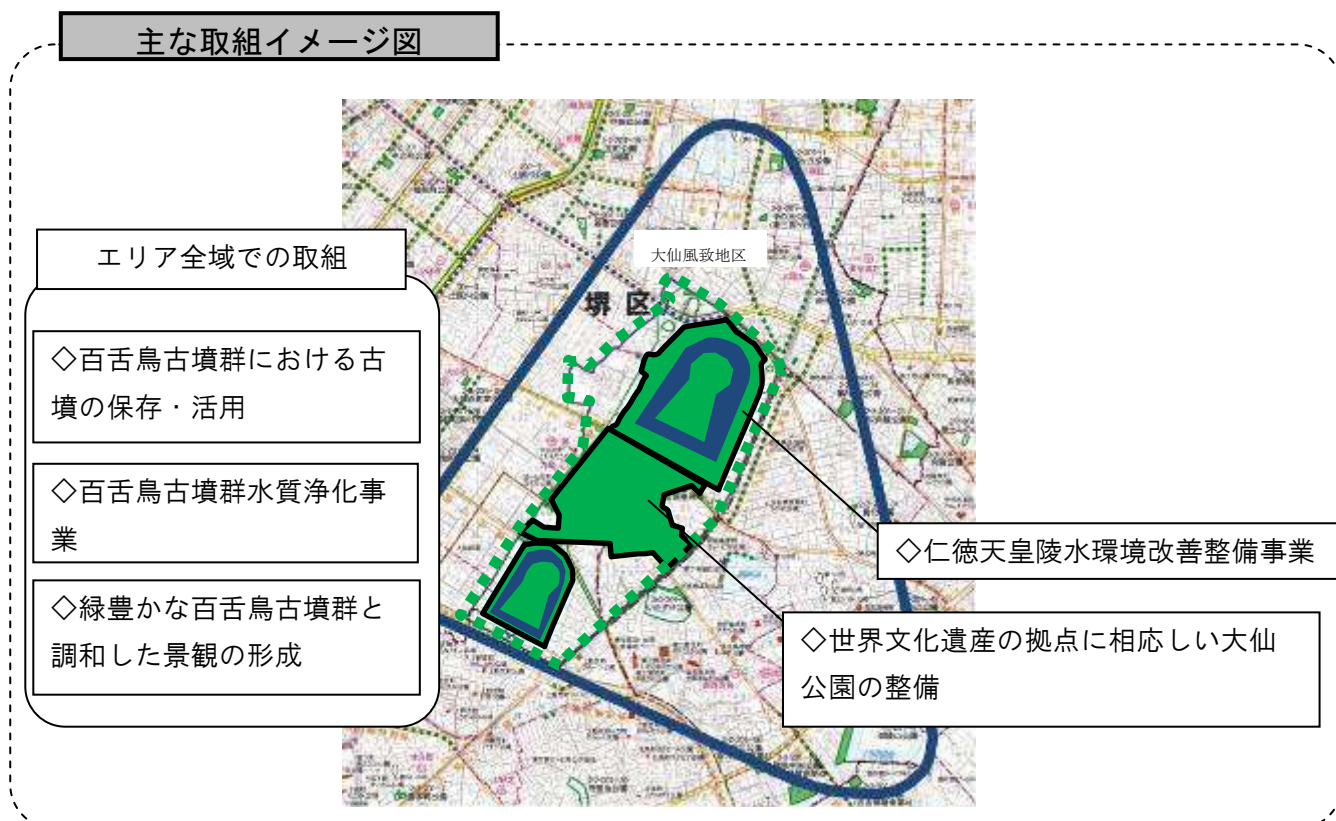
【施策展開の方向性】

世界に誇る歴史文化遺産が市街地の貴重な緑の資源として今に生きています。歴史・文化と緑や水が一体となった豊かな風土を次代に継承するため、百舌鳥古墳群における古墳の保存・活用や大仙公園の整備などにより、世界文化遺産に相応しい緑豊かなまちづくりを進めます。

【主な事業】

- ◇世界文化遺産の拠点に相応しい大仙公園の整備
 - ・大仙公園（上野芝町地区）の整備
 - ・大仙公園（百舌鳥夕雲町地区）の整備
 - ・大仙公園周遊ルートの設定、整備
 - ・駐車場の整備
 - ・魅力向上に向けた管理運営
- ◇百舌鳥古墳群における古墳の保存・活用
 - ・史跡群指定に向けた調査の継続、文化庁・大阪府との調整
 - ・古墳の保存・整備の推進
- ◇百舌鳥古墳群水質浄化事業
- ◇仁徳天皇陵水環境改善整備事業
- ◇緑豊かな百舌鳥古墳群と調和した景観の形成
 - ・景観形成の推進
 - ・景観形成に資する民有地緑化の支援・誘導

主な取組イメージ図

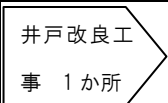
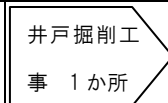
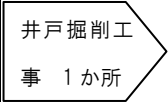


【事業シート（前期）】

世界文化遺産の拠点に相応しい大仙公園の整備		公園緑地部			
事業概要	<p>世界文化遺産登録への機運が高まる百舌鳥・古市古墳群と調和した、シンボルパークに相応しい、魅力あふれる公園づくりを推進します。</p> <p>また、大仙公園の魅力向上と、安全で快適な空間の提供に向け、維持管理の向上を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○上野芝町地区（3.0ha）の整備 ○百舌鳥夕雲町地区（1.5ha）の整備 ○大仙公園周遊ルートの設定、整備 ○駐車場の整備 ○魅力向上に向けた管理運営 <ul style="list-style-type: none"> ・大仙公園管理計画の策定 ・管理計画に沿った維持管理の実施 ・既開設区域の施設改修・魅力向上のための整備（主園路の改修など） 				
達成目標	<ul style="list-style-type: none"> ○上野芝地区及び百舌鳥夕雲町地区の整備に着手している。 ○大仙公園管理計画を策定している。 ○主園路を改修している。 				
スケジュール	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	＜大仙公園（上野芝町地区）の整備＞				
	基本設計策定	整備の推進			
	実施設計策定				
	＜大仙公園（百舌鳥夕雲町地区）の整備＞				
			基本・実施設計策定		整備の推進
	＜大仙公園周遊ルートの設定、整備＞				
	計画設計		整備の推進		
＜駐車場の整備＞					
計画	設計	整備の推進			
＜魅力向上に向けた管理運営＞					
大仙公園管理計画策定		管理計画に沿った維持管理の実施			
既開設区域の施設改修・魅力向上のための整備					

百舌鳥古墳群における古墳の保存・活用		文化部				
事業概要	<p>○現存する44基を、市が主体的に調査から保存・整備に至る取組を行います（宮内庁分は除く）。</p> <p>○史跡指定の要件とされる各古墳の保存すべき範囲を確定するとともに、世界文化遺産登録における『真実性・完全性の証明』の資料とするため、学識経験者で構成する調査検討会議の助言のもと、発掘調査等を実施します。</p>					
達成目標	百舌鳥古墳群の群指定を受け、古墳整備の継続					
スケジュール	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
	史跡群指定に向けた調査の継続 史跡群指定に向けての文化庁・大阪府との協議					
	公有化・史跡追加指定の推進と市民理解のための普及活用事業の継続					
				古墳の保存・整備の推進		

百舌鳥古墳群水質浄化事業		企画部、土木部、下水道部、文化部、公園緑地部ほか				
事業概要	<p>百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産登録に向けた取組の一環として、古墳群の濠の水質浄化について、より効果的で実現可能な手法を検討し、水質浄化を図ります。また、これに併せて古墳群周辺の公共施設の整備・改善を行います。</p>					
達成目標	百舌鳥古墳群の水質浄化を図ることにより、市域及び市域外の人々に対する百舌鳥古墳群の歴史的、文化的な魅力の向上を図る。					
スケジュール	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
	基本計画策定	実施計画策定	整備の推進			
	百舌鳥古墳群の文化的、歴史的な魅力の向上					

仁徳天皇陵水環境改善整備事業		土木部			
事業概要	<p>世界文化遺産登録をめざしている「百舌鳥・古市古墳群」の核となっている仁徳天皇陵古墳の水環境は、周辺地域の都市化による水質悪化と下水道整備の向上による水量不足の状態にあります。このような環境を改善するために、平成 18 年度から芦ヶ池に井戸を設置し導水を行ってきましたが、地質等が原因で揚水量が限定され、十分な水量が得られていません。</p> <p>仁徳天皇陵古墳へ流入可能な箇所を複数選定し井戸設置を行って、水環境改善を図ります。</p>				
達成目標	<p>濠としての特性を考慮した歴史的資産として必要な水源を確保する。水環境を改善することにより、「百舌鳥・古市古墳群」の世界遺産登録及び観光に寄与する。</p>				
スケジュール	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
					
					

緑豊かな百舌鳥古墳群と調和した景観の形成		文化部、世界文化遺産推進室、 都市計画部、公園緑地部			
事業概要	<p>百舌鳥古墳群の世界文化遺産登録にあたり、古墳群を適切に保護するためのエリアを設定し、緑豊かな古墳群と調和した建築物の高さ、色彩・形態意匠などについて、周辺市街地の良好な景観形成を図ります。</p> <p>なお、具体的なエリアについては、大阪府、羽曳野市、藤井寺市とともに進めている世界文化遺産の取組と連携しながら検討します。</p>				
達成目標	百舌鳥古墳群と調和した景観形成の推進				
スケジュール	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	素案の作成				
	規制誘導手法の検討、都市計画法や景観法に基づく手続き、景観形成の推進				
	景観形成に資する民有地緑化への支援・誘導				